

令和5年度ちば起業家応援事業 「ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安」プレゼンター応募要項

ちば起業家応援事業実行委員会

ちば起業家応援事業で開催する「ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安」におけるプレゼンターへの応募については、この要項で定めるものとします。

なお、ちば起業家応援事業は千葉県が主催し、ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が企画・運営します。

1 事業目的・プレゼンターの募集

起業家同士の情報交換や人的ネットワーク形成を支援することで、起業機運・起業家応援の機運を醸成し、地域内で継続的に起業家を応援・支援する仕組みをつくり、地域活性化へとつなげることを目的に「ちば起業家応援事業・地域交流会（ちば起業家交流会）」を開催します。

今回、10月24日（火）に開催する「ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安」でビジネスプランを発表するプレゼンターを5名程度募集します。

2 ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安の概要

- ① 名称：ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安
- ② 開催日：令和5年10月24日（火） 15：00～18：00
- ③ 会場：全日警ホール（〒272-0021 市川市八幡4丁目2番1号）
- ④ 参加費：無料
- ⑤ 当日参加人数：130名程度
- ⑥ 主催：千葉県
- ⑦ 企画・運営：ちば起業家応援事業実行委員会
- ⑧ 交流会実施主体：市川市・船橋市・浦安市

3 プレゼンテーションについて

書類選考によって決定したプレゼンターは、交流会内にて自身のビジネスプランについて、ステージ上でプレゼンテーションをします。制限時間は「5分」。プレゼンのスタイルは自由です。

プレゼンテーション終了後、参加者による投票が行われ、最多得票者には「第9回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション（CHIBAビジコン2023）」の一次審査通過の特典があります。

なお、プレゼンターに対し、交流会の2週間前を目途にプレゼンテーションのブラッシュアップ会を実施します。

4 応募資格

以下の要件を全て満たす者が応募可能です。なお、複数で構成するグループでの共同提案による応募も可能とします。

また、「ちば起業家交流会 in 市川・船橋・浦安」のプレゼンターに応募された方は、同時に「第9回ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション（CHIBAビジコン2023）」へエントリーしたものとみなします。CHIBAビジコン2023の詳細については、「<https://i-hivechiba.com>」をご確認ください。

- ① 千葉県の活性化ないし課題解決につながる新規性・創造性のあるビジネスプランを持つ者であること。（年齢や性別・国籍等は問いません）

- ②ビジネスプランの事業ステージが、計画段階から事業開始段階（※売上・利益が充分でないもの）である者。
- ③千葉県内（市川市・船橋市・浦安市とその近隣地域）に事業拠点がある、もしくは将来千葉県内に事業拠点を置く予定の者であること。（法人設立の有無は問いません）
- ④応募締切時点で、創業前ないし創業5年未満の者であること。
※ただし、第二創業（既存企業を承継した新しい経営者が、承継後に新分野に進出すること）の場合は、事業承継後5年未満とします。
- ⑤千葉市内で開催するCHIBAビジコン2023の二次審査（令和5年11月10日予定）、最終審査及び表彰式（令和6年2月5日予定）に参加可能であること。
- ⑥審査通過者に提供される各種支援を受ける意向のある者。
- ⑦その他、以下要件を満たす者
 - ・応募者が、千葉県暴力団排除条例に基づく排除対象に該当しないこと。また、反社会的勢力からの出資などの資金適用を受けるなど関係していないこと。
 - ・風俗営業などの規制及び業務の適切化などに関する法律に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと。
 - ・応募者が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。

5 応募方法

①提出書類

令和5年度ちば起業家交流会in市川・船橋・浦安 プレゼンター応募用紙

②応募方法

ホームページ上の応募用紙をダウンロードしてご記入いただき、メールでちば起業家応援事業実行委員会までご提出ください。

「chiba-busicom@i-hivechiba.com」（ちば起業家応援事業実行委員会）

③応募期間

令和5年8月22日（火）～9月8日（金）

6 審査方法

①書面審査

提出されたビジネスプランについて、「社会性（地域活性化・課題解決力）」「新規性・創造性」「成長性」「実現可能性・収益性」の観点から評価します。

②通過者

5名程度

③審査者

ちば起業家応援事業実行委員会及び実施主体

7 審査結果

プレゼンターに決定した方には、9月15日（金）頃にメールにてお知らせいたします。

8 留意事項

（1）応募について

①応募用紙は審査終了後返却しませんので、御了承下さい。

②提出書類の受領後、受付した旨のお知らせを2営業日以内にします。

提出書類送信後2営業日を過ぎても受付のお知らせのメールが届かない場合は、応募書類が送信できていない可能性がありますので、必ず実行委員会まで御連絡ください。

(2) 応募内容の取扱いについて

- ①プレゼンターへの応募において、応募者が作成した文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ写真、音声、動画、その他一切の成果物（以下、「成果物等」という。）に関する知的財産権その他一切の権利は、作成した応募者に帰属します。
- ②プレゼンテーションは公開の場で行っていただくため、マスコミや県の広報の取材等の可能性があります。特別なノウハウや公開できない内容等が含まれる場合は、応募者自身で発表内容をよく御確認いただいた上で応募願います。
- ③応募者が当該交流会で明らかにしたビジネスプランは、主催者等が特に定める場合を除き、原則として公知の事実となることを御了承ください。
- ④当該交流会は、各種メディアの取材及び主催者等による情報発信を予定しています。主催者等は、プレゼンターのビジネスプランを任意の媒体において公開・利用することがあります。
- ⑤応募者は、成果物等及びアイデア等の取扱いを十分に理解したうえで、公開されないことを望む著作物、発明、考案、アイデア等、及び秘匿しておきたい秘密情報を当該交流会において開示しないよう御留意ください。
- ⑥応募資格に対する虚偽の事実や応募要項に対する違反があった場合には、失格や受賞取消しとする場合があります。

(3) プレゼンテーション発表者について

応募者本人（共同提案の場合は構成メンバーを含む）に限ります。

(4) 諸費用の負担について

プレゼンテーションに要する諸費用（プレゼン資料作成や会場までの交通費など）については、応募者各自の負担となります。

(5) 応募者情報等の取扱いについて

応募者は、応募にあたって主催者等に提供した応募者の個人情報及び所属する法人情報等が、以下の目的のために使用されることに同意するものとします。

- ①当該交流会の受付、運営及び開催に係る情報発信その他関連する事項のため。
- ②主催者等からの各種連絡、案内情報の提供やアンケート送付のため。

(6) 審査の開示について

審査に関することは公表しておりません。審査に関する個別の問合せには応じられませんので、ご了承下さい。

■ちば起業家応援事業に関するお問い合わせ先

ちば起業家応援事業実行委員会

TEL : 080-7241-5789（平日10時～17時）

E-mail : info@i-hivechiba.com